

## 伊那市・高遠町・長谷村合併協議会の廃止に関する協議書

伊那市、高遠町及び長谷村は、平成18年3月31日に合併することに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により伊那市・高遠町・長谷村合併協議会を廃止することについて、それぞれの議会において議決されたので、平成18年3月30日をもって協議会を廃止する。

なお、協議会の廃止に伴う平成17年度伊那市・高遠町・長谷村合併協議会歳入歳出決算等及び財産の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 伊那市・高遠町・長谷村合併協議会規約第18条の規定により、協議会予算の収支は廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、協議会の監査を受けるものとする。
- 2 会長は、前項の規定による監査を受けた場合は、速やかに決算書及び監査報告書を作成し、委員であった者に通知するものとする。
- 3 協議会の廃止に伴い、合併協議会会計に未払い及び剰余金が生じた場合は、全て新市に引き継ぐものとする。
- 4 協議会が有している備品、事務用品等については、全て新市に引き継ぐものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、それぞれその1通を保有する。

平成18年3月17日

伊那市長 小坂 樫 男

高遠町長 伊東 義 人

長谷村長 宮下 市 蔵